



# デングジャラス原発にレッドカード! 老朽原発40年廃炉・名古屋訴訟

高浜 1.2号機&美浜 3号機の運転期間延長認可取消訴訟

高浜 1.2号 第13回  
美浜 3号 第11回 **口頭弁論**

2019年 **10月16日(水)**

@名古屋地方裁判所 (2号法廷)

いつもより始まる時間が早いけど、関西からも仲間がたくさん応援に来てくれるよ。

12:00~愛知県庁(本庁舎)前でアピール行動

12:30~ みんなで名古屋地裁へ

12:50~ 原告受付(傍聴券の配布は13時~先着順です)

13:30~高浜原発1.2号機 第13回口頭弁論

● 火山影響評価の問題に関する主張

14:30頃~ 原告受付&傍聴券配布

15:30~美浜原発3号機 第11回口頭弁論

● 耐震評価の減衰定数に関する再反論(藤川誠二弁護士 予定)

● 原発関連記事から(北村栄弁護士)

16:45頃~記者会見+報告集会

(@KKRホテル 3F「芙蓉の間」弁護団から解説あり)

「老朽原発うごかすな」キャンペーンの協賛イベントだよ。風下の県の知事にも“老朽原発やめて”と表明してほしいから。

【今後の期日】2020年1月22日(水) / 5月7日(木) : 13:30~高浜 1.2号機裁判 15:30~美浜 3号機裁判

<愛知県庁へのアクセス>

名城線「市役所」駅③出口すぐ



<裁判所へのアクセス>

名城線「市役所」駅⑤出口西へ10分

鶴舞線「丸の内」駅①出口北へ10分

桜通線「丸の内」駅③出口北へ15分

**老朽原発40年廃炉訴訟とは?** 福島原発事故の教訓から原発の運転期間を原則40年とする法律ができました。しかし、原子力規制委員会は高浜1.2号機と美浜3号機の40年超運転を自ら規制を緩めて認めてしまいました。この裁判はその違法性を問う行政裁判です。現在、名古屋地裁で国と利害関係者として参加する関西電力の両者を相手に、ベテラン、中堅から若手まで総勢30余名の熱意溢れる弁護団が手弁当で裁判を闘っています。

この裁判を支えるために皆さまの力をかけてください。カンパ大歓迎!

40年廃炉訴訟市民の会の会員も大募集中です。(年会費2000円)

ゆうちょ銀行 口座番号:00810-0-153748「40年廃炉訴訟市民の会」

**老朽原発40年廃炉訴訟市民の会**

TEL:080-9495-9414(事務局)

E-MAIL:toold40citizens@gmail.com

HP: http://toold-40-takahama.com/people/

Instagram: https://www.instagram.com/toold40nagoya/

〒460-0002名古屋市中区丸の内2-18-22三博ビル5F名古屋第一法律事務所 気付

**TOOLD40@NAGOYA**